

犯罪被害者保護関連法の運用状況

全国の高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における、平成27年から令和6年12月までの犯罪被害者保護関連法の運用状況  
(被害者参加及び刑事損害賠償命令事件については別紙のとおり)

区分		年次									
		平成27年	28	29 (注)3	30	令和元年	2	3	4	5	6
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	141	128	78	144	118	107	133	139	102	147
	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	1,237	1,335	1,374	1,425	1,374
ビデオリンク	構内 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	290	303	225	302	318	264	320	332	393	373
	構外 ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数				15	23	38	92	85	90	71
情報保護	被害者秘匿 被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	3,923	4,266	4,081	4,382	5,658
	証人等秘匿 証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数		4	116	174	240	156	182	192	221	313
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,200	1,181	1,072	1,169	1,130	920	995	947	972	1,050
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	615	616	526	546	544	536	638	679	738	818
被害者等閲覧謄写	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	1,140	1,333	1,178	1,201	1,231
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数	38	44	16	18	15	14	31	25	23	21
弁護人等閲覧謄写	刑法第271条の6第1項若しくは第3項又は第299条の6第1項若しくは第3項の対象となった証人等の数			2	13	17		6	6	2	16
	刑法第271条の6第2項若しくは第4項又は刑法第299条の6第2項若しくは第4項の対象となった証人等の数					3	5			2	3
	うち閲覧謄写の禁止又は抄本であつて氏名若しくは住居の記載がないものの交付の対象となった証人等の数						5			1	2
	刑法第271条の6第5項若しくは第6項又は刑法第299条の6第5項若しくは第6項の対象となった証人等の数										2
和解	民事上の争いについての合意を公判調書に記載した数	17	23	26	18	18	25	19	19	17	19

(注) 1 延べ数であり、概数である。  
 2 「証人等秘匿」及び「弁護人等閲覧謄写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。  
 3 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧謄写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している。(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したもののについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)

## (別紙①)

## 通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況

(地・簡裁総数)

	終局人員 数	参加を申 し出した被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出があ った被害 者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被害 者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問をし た被害者 等	うち刑訴 法316条 の38の 意見陳述 をした被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述をし た被害者 等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
平成27年	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	361
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
2	949	1,390	1,378	1,116	614	205	569	688	981	135	337
3	1,022	1,534	1,523	1,246	697	241	681	783	1,118	149	407
4	1,052	1,496	1,476	1,175	655	246	610	651	1,085	151	432
5	1,051	1,526	1,517	1,212	650	205	612	678	1,111	109	380
6	1,192	1,771	1,763	1,355	703	228	693	807	1,221	136	508

(注)1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和6年は速報値である。

(別紙②)

刑事損害賠償命令事件の処理状況

	新受	既済	未済
平成27年	320	307	96
28	300	306	90
29	314	295	109
30	289	309	89
令和元年	311	318	82
2	337	289	130
3	308	344	94
4	284	281	97
5	311	282	126
6	391	366	151

(注) 1 件数建てである。  
2 令和6年は速報値である。

(別紙③)

刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

	総数	認容	棄却	却下	終了(法 39条1項 によるも の)	終了(法 39条2項1 号による もの)	終了(法 39条2項2 号による もの)	決定・ その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
平成27年	307	127	2	1	37	-	5	-	77	-	15	40	3
28	306	99	-	7	37	-	6	-	107	-	11	39	-
29	295	142	1	1	30	-	6	-	85	-	9	20	1
30	309	141	-	6	36	-	5	-	74	-	13	33	1
令和元年	318	144	-	7	27	-	11	-	75	-	19	35	-
2	289	118	1	2	41	-	3	-	75	-	9	37	3
3	344	145	-	7	39	1	13	-	80	-	8	50	1
4	281	123	1	3	26	-	13	-	61	-	12	42	-
5	282	118	-	3	34	-	7	-	85	1	14	20	-
6	366	167	-	6	44	-	6	-	82	-	10	49	2

(注)1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法26条により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。

4 令和6年は速報値である。

### 裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況

平成27年度～令和6年12月末まで

健康相談 132 件

メンタルヘルス相談 233 件

(内訳)

年度		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	合計
健康相談	電話	5	3	1	5	13	8	7	27	33	28	130
	メール	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2
メンタルヘルス相談	電話	27	11	26	22	26	12	12	12	16	15	179
	メール	3	2	4	1	14	1	-	-	1	2	28
	面接	11	-	-	4	-	-	3	5	3	-	26
合計		46	16	31	32	54	22	22	44	53	45	365

即決裁判手続の実施状況

平成27年から令和6年12月31日までの間に終局した事件のうち  
即決裁判手続を実施した終局人員等は以下のとおりである。

年次	区分 裁判所	即決裁判手続の 申立てのあった 人員	うち	
			即決裁判手続に より審判する旨 の決定のあった 人員	即決裁判手続に より審判する旨 の決定が取り消 された人員
平成27年	簡 裁	22	22	-
	地 裁	550	547	1
28	簡 裁	17	17	-
	地 裁	370	368	2
29	簡 裁	69	69	-
	地 裁	678	657	3
30	簡 裁	33	33	1
	地 裁	326	315	-
令和元年	簡 裁	11	11	-
	地 裁	92	90	-
2	簡 裁	5	5	-
	地 裁	165	163	1
3	簡 裁	9	8	-
	地 裁	139	137	-
4	簡 裁	2	1	-
	地 裁	45	45	-
5	簡 裁	1	1	-
	地 裁	17	17	-
6	簡 裁	2	-	-
	地 裁	16	16	-

- (注) 1 実人員である。  
2 令和6年は速報値である。